

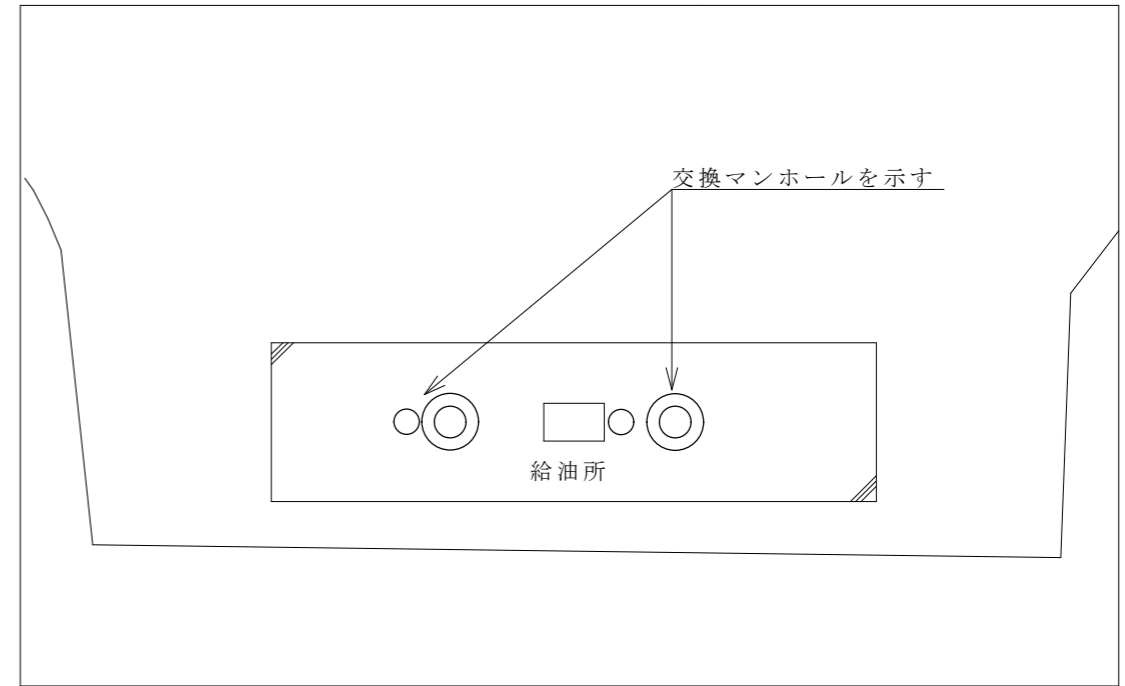
# 仕 様 書

- 1 件 名 : 給油所マンホール取替工事
- 2 補修場所 : 春日市小倉東1丁目61番地(自衛隊福岡病院敷地内)
- 3 補修概要 : マンホール取替工事  
 トキコ製マンホール蓋・枠取替 1式  
 上記に伴うその他補修及び産廃ガラ処分 1式

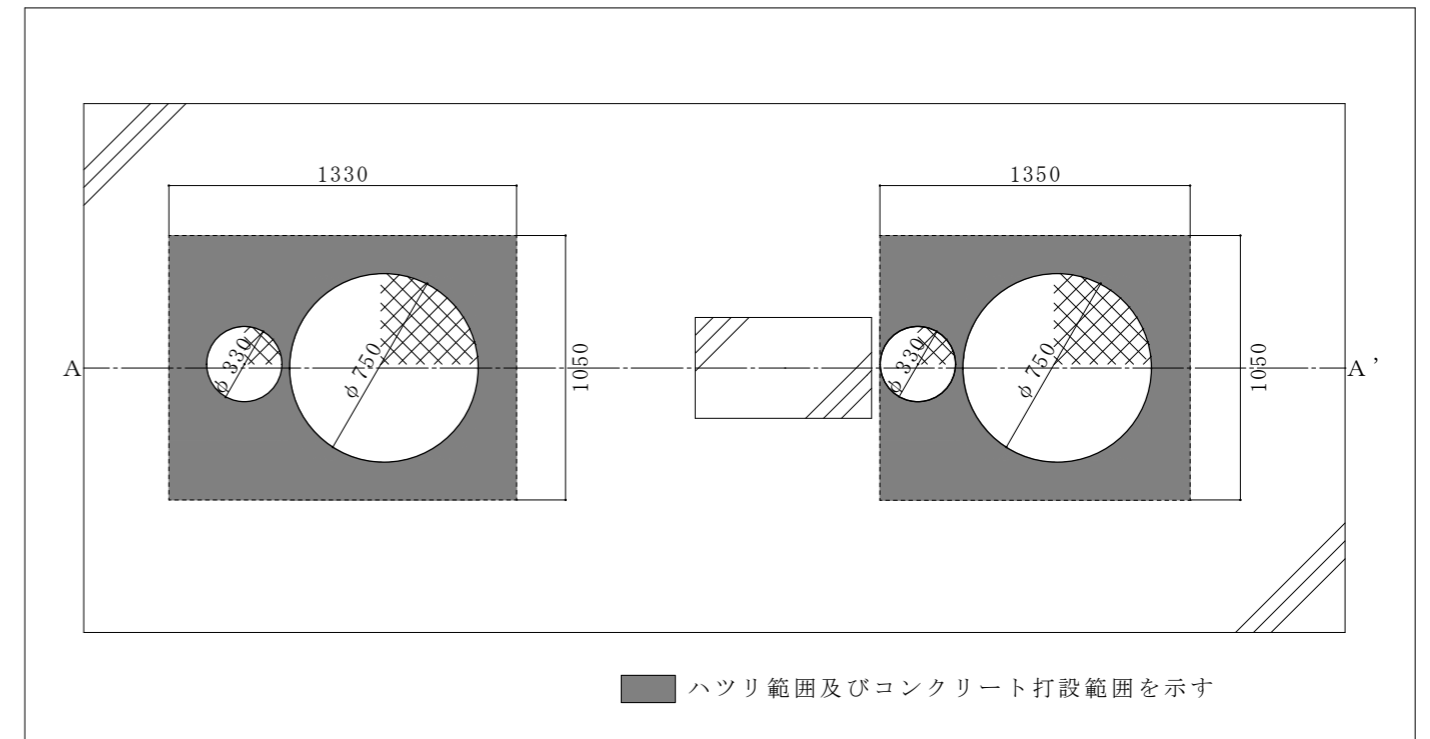
- 4 一般事項
- (1) 本補修は仕様書及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(現行版)によるほか、監督官の指示に基づき実施すること。
  - (2) 補修中疑義を生じた場合は、すべて監督官と協議して施工すること。
  - (3) 仕様書、設計図に明記なき事項については、監督官の指示によるほか、技術的に当然施工すべき事項については、請負業者の責任において実施するものとする。
  - (4) 本補修に伴い他の施設、物品等に汚染又は損傷を与えた場合は監督官に報告し、指示に従い速やかに原状に復旧する。
  - (5) 使用材料は監督官の検査を受け合格品のみを使用すること。
  - (6) 撤去した金属くずは監督官の指示する場所に種別ごと整理し、発生材調書を添えて引き渡す。その他の発生材は請負業者の責任において適切に処分すること。
  - (7) 現場の責任者は作業員の安全を図り、危険予防に注意すること。また、火気に充分注意すること。
  - (8) 請負業者は全作業を自社で実施できない場合(下請業者を使用する場合)施工体制台帳を作成し、工事着工前に監督官の承認を得ること。
  - (9) 本補修に使用する電気及び水は請負業者が負担するものとする。
  - (10) 本補修の作業写真は、カメラ(カラー)又は、デジタルカメラを使用し、施工前・中・後、主要な作業段階、隠蔽箇所使用材料及び監督官の指示する箇所を撮影し、工事施工台帳に整理の上1部監督官に提出するものとする。なお、写真のデータは工事完了後、確実に廃棄するものとする。
  - (11) 完成検査は検査官、監督官及び請負業者立会のもと実施し、動作確認、書類提出をもって合格とする。なお提出書類については、監督官の指示による。
  - (12) 当病院敷地内は全面禁煙とする。(敷地内駐車車両含む)

- 5 特記事項
- (1) 共通
    - ア 施工に際しては確実に養生を行うこと。
    - イ 執務に支障をきたす工程は事前に監督官に報告し、工事日時、要領について協議すること。
    - ウ 本仕様書及び図面に記載されている寸法等については、標準寸法であるため、実際の作業に際しては必ず現地にて採寸を行い実施すること。
    - エ 本工事に伴い必要となる消防法令に基づく手続き等はすべて請負業者の責任において行うものとする。また、請負業者は必要書類の作成・提出、消防機関との協議・立会についても適切に対応し、結果を官側へ報告すること。
  - (2) 建築工事
 

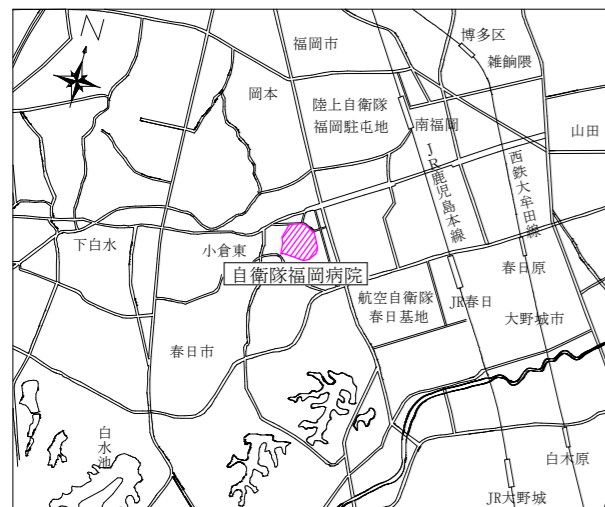
無筋コンクリートは、A種とし、圧縮18N/mm<sup>2</sup> 骨材20(25)mm スランプ18cmとする。



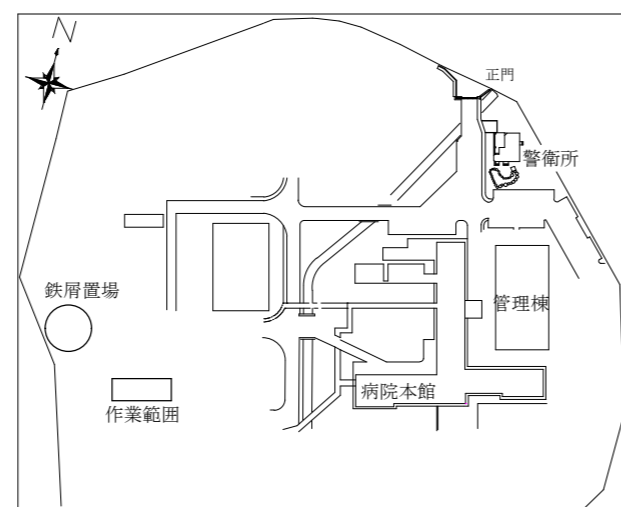
給油所平面図 S=1:X



既設マンホール平面詳細図 S=1:20



案内図 S=1:X



配置図 S=1:X

|          |              |      |         |
|----------|--------------|------|---------|
| 件名       | 給油所マンホール取替工事 |      |         |
| 図名       | 仕様書          | 案内図  | 配置図 平面図 |
| 縮尺       | 図示           | 図面番号 | 1 / 2   |
| 春日駐屯地営繕班 |              | 日付   | 7.11.14 |